

第7回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成29年2月23日（木）

午前9時30分開会

○重成青少年課長 それでは、開会いたします。

本日は、ご多用の中、第7回「東京都推奨携帯電話端末等検討委員会」にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日は、今期第1回目の開催となりますので、当委員会の会長を選任していただくまでの間は僭越でございますが、私が司会進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

また、久々の開会になりまして、委員の皆さんも交代の方もいらっしゃるということで、わかりにくい説明等ございましたら、忌憚なくご質問いただければという考えでございます。

初めに、お手元の資料がそろっているか確認させていただきます。

ファイルに次第、委員名簿、座席表のほか、資料が4点ございます。

資料1が「東京都推奨携帯電話端末等及び機能一覧」でございます。

資料2が、東京都青少年健全育成条例同規則及び運営要綱でございます。

資料3が、運営要綱、新旧対照表でございます。

資料4が「東京都情報公開条例」でございます。

以上が配付した資料となりますが、お手元の資料が足りない方はおりますでしょうか。

それでは続きまして、お手元に配付してございます「東京都推奨携帯電話端末等検討委員会委員名簿」の順に委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、業界関係者の方々からご紹介いたします。

藤川委員でございます。

吉田委員でございます。

長谷部委員でございます。

続きまして、保護者の代表の方々をご紹介いたします。

吉岡委員でございます。

新海委員でございます。

高田委員でございます。

続きまして、教育関係者の方々をご紹介いたします。

重永委員は、30分ほど遅れると事前にご連絡をいただいております。

高橋委員でございます。

続きまして、学識を有する方々をご紹介いたします。

坂元委員でございます。

大久保委員でございます。

続きまして、関係行政機関の職員の方々をご紹介いたします。

倉田委員はご欠席でございます。本日は代理で橋本様にご出席いただいております。

岩崎委員につきましてもご欠席でございます。本日は代理で鈴木様にご出席いただいております。

続きまして、都の職員を紹介いたします。

青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉でございます。

教育庁指導部の冠木指導企画課長はご欠席でございます。本日は代理で伊藤様にご出席いただいております。

最後に東京都の事務局員を紹介させていただきます。

健全育成担当課長の鍋坂でございます。

また、事務局で平湯と小倉でございます。

また、吉田委員の随員として1名の方に本日はお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に会長の選任に移りたいと思います。

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の運営要綱の規定により、会長は委員の互選により決定することとなっておりますので、委員の皆様からのご推薦をお願いいたします。

(長谷部委員 挙手)

長谷部委員、どうぞ。

○長谷部委員 坂元先生に会長をお願いできればと思っておりますけれども、皆様、いかがでしょうか。

○重成青少年課長 ありがとうございます。

ただいま坂元委員のご推薦をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○重成青少年課長 ただいま皆様のご賛同をいただきました坂元委員、いかがでしょうか。

○坂元委員 了解いたしました。微力ではございますが、務めさせていただきます。

○重成青少年課長 ありがとうございます。

それでは、皆様のご賛同をいただきまして、坂元委員からご了承が得られましたので会長を坂元委員にお願いしたいと思えます。

坂元委員には、この後の議事進行をお願いいたします。恐れ入りますが、会長の席にご移動をお願いします。

(坂元委員、会長席へ着席)

○坂元会長 改めまして、坂元でございます。皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、初めに、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱に基づきまして、会長代理を私のほうから指名させていただきたいと存じます。

それでは、長谷部委員にぜひお願いをしたいと思えますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○坂元会長 長谷部委員、よろしいでしょうか。

○長谷部委員 微力ながら、務めさせていただきたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。

○重成青少年課長 ありがとうございます。

それでは長谷部委員、恐れ入りますが、会長代理席にご移動をお願いいたします。

(長谷部委員、会長代理席へ着席)

○長谷部会長代理 改めまして、長谷部でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂元会長 では、長谷部会長代理にお助けをいただきながら進めてまいりたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の4、「本制度のこれまでの経緯及び推奨実績」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○重成青少年課長 それでは、ご説明いたします。

まず、本制度のこれまでの経緯についてでございますが、本制度は平成22年12月に改正され、公布されました東京都青少年の健全な育成に関する条例により、翌平成23年7月から施行された制度でございます。本制度の施行に先立ちまして、平成23年1月から同年6月までの間に、学識経験者の方々や保護者の方々から成る携帯電話端末等基準検討委員会を開催い

たしまして推奨基準を策定いたしました。その後、平成23年10月に第1回目となる本委員会を開催し、その翌月には12件の端末または機能を推奨し、その後、3件の端末を推奨して現在に至っております。推奨実績につきましては資料1をご覧ください。

また、平成27年には、第5回及び第6回目の本委員会を開催し、本制度及び解釈運用基準を見直し、現行の推奨基準を策定いたしました。現在の推奨基準につきましては資料2の規則をご覧ください。掲載されておりますとおり、おおむね小学生程度とおおむね中学生以上の2区分に分けてそれぞれに基準を定めてございます。

本日は、事業者からおおむね小学生程度及びおおむね中学生以上の両方の区分に見合うとするスマートフォンの企業申請がありました。企業の詳細につきまして、後ほど事業者によるプレゼンテーションがございます。

説明は以上となります。

○坂元会長 ありがとうございます。

ここまでで質問のある方はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

次に次第の5です。「東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の運営方法」でございますが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○重成青少年課長 本委員会の運営方法につきまして、従来までの運営から一部変更いたしました、委員会及び会議録の公開、非公開につきましてご説明させていただきます。

資料3の運営要綱新旧対照表の第4条「公開等」及び、資料4の「東京都情報公開条例」をご覧ください。

これまで本委員会は、会議録も含め非公開としておりましたが、改めて事務局で検討いたしまして、携帯電話端末等の推奨基準の見直しなど非公開にする必要性に乏しい検討を行う際は公開することとし、事業者から申請のあった携帯電話端末等が推奨基準の規定に適合するか否かを検討する部分や、東京都情報公開条例第七条第三号に規定する情報を取り扱うことが予定される部分は、委員の決定により非公開にすることができることといたしました。また、これまで非公開としてまいりました会議録につきましても、東京都情報公開条例第七条に規定する非開示情報に該当する箇所を除き、公開することといたしました。つきましてはこれに基づき、今期における公開等のあり方を決定していただきたいと思います。

説明は以上になります。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、これに基づきまして、今期の公開等のあり方についてご議論をいただければと存じます。いかがでしょうか、特にございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでしたら、これまで非公開にしてきた理由や東京都情報公開条例第七条第三号に規定する事業活動情報を取り扱う予定があることを踏まえますと、申請があった携帯電話端末等について推奨基準に適合するか否かを検討する予定がある部分は非公開とすることとさせていただきます。この運用で何か疑義が生じた場合には、その都度みんなで検討するということではいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○坂元会長 それでは、今期は携帯電話端末等の検討に係る部分については非公開とすることに決定させていただきます。今後運用上疑義が生じた場合には、その都度検討させていただくこととさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、次第の「申請された携帯電話端末等において利用可能な機能の検討」というところに移りたいと思います。

検討委員会運営要綱に基づいて検討部分は非公開となりますので、委員、事務局以外の方はご退室を願わないといけないということなのですけれども、傍聴の方は特に来られないということでしょうか。

○重成青少年課長 はい。

○坂元会長 そういうことで、ご退室いただく方はおられないということでございます。

それでは、次第の6でございますけれども、本日の検討事項につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【申請された携帯電話端末等において利用可能な機能の検討】（非公開）

- ・事務局より申請者名及び申請された機能名等について紹介した。
- ・申請者より申請内容の詳細について説明された。
- ・委員による検討が行われ、意見が表明された。

○重成青少年課長 本日の検討委員会の結果、いただきました意見を踏まえまして、事務局で再度検討させていただき、推奨するか否かにつきまして決定してまいりたいと思います。なお、東京都が推奨したものにつきましては、これまで同様九都県市でも共同推奨することになります。推奨が決定した場合のプレス日程につきましては、九都県市や事業者と調整の上、決定したいと思います。推奨が決定される際には、これまで同様に皆様にもお知らせいたしたいと思います。

最後に次回、第8回の検討委員会につきましては、携帯電話事業者からの申請がございましたら、今回と同様にあらかじめ日程を調整させていただき、開催日を決定してご連絡をさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、お出でいただき、ありがとうございました。

午前10時45分閉会